

## 「ひたちなか市子育てガイドブック スマイル・スマイル」協働発行に関する仕様書

1. 事業名 ひたちなか市子育てガイドブック スマイル・スマイル協働発行事業

2. 履行期間 協定締結の日から令和8年3月31日

### 3. 業務内容

(1) ひたちなか市子育てガイドブック スマイル・スマイル作成に関する次の業務

- ①企画, 編集, 印刷等製本に関する業務
- ②広告の募集, 掲載

(2) 本市の提供する行政情報の掲載

### 4. 印刷物概要

(1) 品名 ひたちなか市子育てガイドブック スマイル・スマイル

(2) 規格等

- ①サイズ A5判 (縦210mm×横148mm)
- ②紙質 上質紙 (表紙135kg 本文70kg)
- ③刷色 表紙・本文・広告 フルカラー
- ④綴じ方 中綴じ又は無線綴じ (横書き, 左開き)

(3) 数量 6,000部以上

(4) ページ数 60ページ以上 但し, 広告に関するページは30%以内とする。

(5) 掲載内容

- ①2025 子育てガイドブック スマイル・スマイル (令和7年4月発行) に準じた内容・情報を更新し掲載すること
- ②子どもとの外出先, 事故防止等の育児情報について企画提案し掲載すること
- ③企業等広告

(6) 校正 発注者の求める回数を行ったうえで校了とする。

(7) 納期 令和8年3月19日頃

(8) 納品物 子育てガイドブック完成品及び電子データ (PDF)

(9) 納品場所 ひたちなか市子ども部子ども政策課

5. 利用期間 概ね2年間

### 6. 広告について

- (1) 広告募集については協働発行事業者 (以下「事業者」という。) の責任において行うものとし, ひたちなか市 (以下「市」という。) は営業活動に同行等しない。
- (2) 広告内容に関する一切の責任は事業者が負うものとし, 市は一切責任を負わない。

- (3) 広告の掲載位置に関しては、市と事業者の協議のうえ決定するものとする。なお、広告枠には広告記事であることが分かるよう、「広告」のクレジットを入れることとする。
- (4) 事業者は、広告掲載に当たりひたちなか市有料広告掲載要綱及びひたちなか市子育てガイドブック広告掲載基準の規定を遵守すること。

## 6. 成果品の著作権等

- (1) 市が提供する行政情報等の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権は、全て市に帰属するものとし、事業者は当該情報等の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。
- (2) 事業者がガイドブックの作成のために収集した情報及び広告等の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権は、事業者に帰属するものとし、市が当該情報等を他の媒体へ転載及び引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。
- (3) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、事業者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、事業者はその一切の責任を負うこと。
- (4) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可手続きについては、原則として事業者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、事業者の負担とすること。

## 7. その他

- (1) ガイドブックの編集、印刷製本等に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切負担しない。
- (2) 市は、ガイドブックの作成に必要な情報を電子データで提供し、その責任を負うものとする。
- (3) 発行・内容に関して第三者から苦情等があった場合は、直ちに問題解決のために両者が協力して対応する。
- (4) 事業者は、履行期間内において、落丁や乱丁などあれば必要に応じてその差替え要望に対応する。
- (5) 発行後に軽微な変更が生じた場合、事業者は電子データ（PDF）を修正し、あらためて納品する。
- (6) 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
- (7) 事業者は、独自の優れた技術と発想に基づきレイアウトやデザインを提案し、実施スケジュールに基づき各工程を円滑に完了させること。また、作成にあたり全般にわたって市と連絡、調整しながら行うこととする。
- (8) 事業者は、市の承認を得ずに、業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。